

2016年におけるRDA改訂項目

—改訂最終草案に見る—

古川 肇

本年の改訂は全体に小規模と言ってよく、筆者が重要な改訂と考える項目（下線）も僅かである。だが、この現象は改訂作業が収束に向かっていることを意味せず、かえって大幅な改訂が始まる前のいわば足踏みと見られる。この点はまた最後に触れる。

なお、改訂に関して、ほかに“Fast Track”と称する概して微細な変更が公表されているが、その中には必ずしも微細とは言い切れない変更も含まれているので注意を要する。小論では引き続き扱うことはしない。

I. 第1-3章

[1] 句読法と記号の転記 (1.7.3, 1.7.5) (6JSC/CCC/16/Sec final)

両条項は資料の表示に含まれる句読記号と記号に関して、どのように扱うかを規定したものである。情報源から転記された句読記号等の存在は、ときに利用者にとって明快でない記述を招く場合もあり、なかなか厄介である。

1.7.3 に関しては一度 2014 年に改訂されたが、それは「表現の明確化を図る改訂であり内容にかかわるそれではな^り」かった。今回は、転記が明確さを妨げる場合は必要ならば省略または変更する、という趣旨の別法が挿入された。例えば情報源に出版地が“**Boston [Mass.]**”とあるときは“**Boston, Mass.**”と変更して記録する。改訂の結果、本条は、①転記を定めた本則、②別法、③省略に関する例外規定²⁾、④明確化のための付加、という構成になった（ほかに末尾に付録 D.1.2 (ISBD の句読法) への参照規定がある）。だが、②はどう見ても別法 (alternative) とは言えず、本則を緩和する但し書きと呼ぶべき内容である。

1.7.5 に関しても同趣旨の別法を加えた。例えば情報源にタイトルが“**A history of French-speaking countries**”とあるときは、“**A history of French-speaking countries**”と変更して記録する。これも別法とは言えない。

[2] データ作成者付与タイトル (devised title) に関する規定 (RDA 2.3.2.11) の改訂 (6JSC/LC/32/rev/Sec final)

資料に本タイトルがなくそれを資料外の情報源にも見出せない場合は、データ作成者がタイトルを付与するが、この場合、次のいずれかを示す簡略で記述的なタイトルを付与するように規定されていた。a) 資料の性質、b) 資料の主題、c) これらの組み合わせ。

しかしながら、貴重資料関係のコミュニティ等の慣行に照らして柔軟性が必要であると

の理由から、次の一つまたは一つ以上を含む簡略なタイトルを付与する内容に改訂された。
a)資料の性質の表示 (indication)、b) 資料の主題の表示、c) テキストの冒頭の話、d) 資料を特徴づける語句、e) 関連先の資料に基づく (based on a related resource) タイトル。
[3] 本タイトルに関連する責任表示の情報源 [の規定] (2.4.2.2 ほか)の明確化

(6JSC/ALA/42/Sec final)

2.4.2.2において本タイトルに関連する責任表示は、次の情報源からこの優先順位で採用するよう規定されている。a)本タイトルと同一の情報源、b)資料自体内のその他の情報源、c)その他の情報源(詳細は2.2.4で規定)。だがこの規定をめぐって以下の疑問が生じ得る。「第1優先順位以外の情報源により詳細な表示がある場合でも、やはりこの優先順位を守るのか、それとも詳細な表示の方を選択するのか。」これに対して、どのようなときにもこの優先順位を遵守すべきである、との趣旨の次の規定が追加された。

たとえ後の (subsequent) 情報源が、同一の役割を果たしている同一の個人・家族・団体を識別する、より詳細な責任表示を含んでいても、この優先順位に従う。

この場合、詳細な責任表示は注記として記録されるので、それに備えて2.17.3.5(責任表示に関連するその他の情報)等の内容が補強された。

[4] 2.7 制作表示 – 記録の方法の変更 – (6JSC/BL/26/Sec final)

この項目では、当初案と改訂最終草案との隔たりが大きい。

当初案(6JSC/BL/26)は、制作によって成立した体現形が非刊行資料であり、一般に資料上に制作に関するデータが表示されていない事実に着目した提案であった。非刊行・無表示の資料にとっての適切な規定をめざしたもので、主として次のような趣旨である。即ち、情報源はどこでもよく(2.7.1.2)、作業の種類は転記でなく記録であり(2.7.1.4)、並列関連の規定(2.7.3, 2.7.5)は削除する、というものである。

これに対して、改訂最終草案は本文部分では、2.7.1.4(記録の方法)の従来の文言に、次の見出しと1文を加えることにとどまった。

自らを記述していない資料(原文はボールド、イタリック) 制作地、制作者、制作年を補う。

このような乖離が生じたのは当初案に2機関から異論が出されたためである。反対の理由は、非刊行物のみ転記しないという規定は実務者を混乱させる(カナダ目録委員会)とか、制作された資料には、自らを記述している資料(self-describing resource)と自らを記述していない資料(non-self-describing resource)があるのに、両者を包含していない(米国議会図書館)などであった。

なお、制作・出版・頒布・製作表示の改訂は2014年にもあったことや³⁾、包括的な提案

が提示されたことなどは⁴⁾、将来の根本的改訂の前触れかも知れない。

[5] シリーズの番号付けの記録 (6JSC/CCC/18/rev/Sec final)

2.12.9.3 (シリーズ内の番号付けの記録) の第 2、3 文の文言を、2.6.1.4 (逐次刊行物の番号付けの記録) の第 1、2 文のそれに完全に合致させて、番号付けに関する記録法を一貫させようとする改訂である。

[6] 2.15.1.4 任意追加規定 (optional addition) (6JSC/BL/25/Sec final)

2.15.1.4 は体现形の識別子の記録に関する規定である。当初案は条項名が示すように任意追加規定を付加する趣旨であったが、改訂最終草案ではこの形式を採用せず、2.15.1.4 の末尾に「識別またはアクセスにとって重要と思われる場合は、当該の体现形の識別子に関する詳細を述べる注記を作成する (2.17.14 を参照)。」との一文を加えることになった。2.17.14 については[8]を参照。

[7] 2.17.5(逐次刊行物の番号付けに関する注記)および2.17.11(シリーズ表示に関する注記)の範囲の拡張 (6JSC/ALA/39/Sec final)

RDA 2.17 (体现形に関する注記) において、タイトル・責任表示・版表示についてののみ 2.17.2.5 Other Information Relating to a Title のように“Other Information Relating to”で始まるタイトルの規定があった。これを逐次刊行物の番号付けとシリーズ表示にも及ぼして、記録の容易さを増そうとする改訂である。追加された新たな2規定の項番・条項名・例示 (各一つを抜粋) を具体的に記せば、以下のとおりである。

2.17.5.6 Other Information Relating to Numbering of Serials

Numbering of last issue from publisher's website, viewed 6 December 2005

2.17.11.5 Other Information Relating to a Series Statement

Parallel title proper of series transliterated from Korean

[8] 2.17.14(体现形の識別子に関する注記)の新設(6JSC/ALA/38/Sec final/rev)

RDA 2.17 (体现形に関する注記) の末尾に新設された。識別やアクセスにとって重要と考えられるにもかかわらず、体现形の識別子の記録に関する既存の 2.15 では記録できない詳細を述べるための注記である。[6]を参照。例示のみを以下に引用する。

Each sheet has a different ISBN

ISSN verified on ISSN portal, viewed May 21, 2014

Publisher's number and ISMN from label on back cover

ISBN for set is incorrect in volume 1; volume 2 contains the correct ISBN

[9] 3.9.1.3(制作方法の記録)における用語の変更(6JSC/ALA/44/rev/UK rep follow up/Sec final)

当初のタイトルは「光ディスク記憶フォーマット (optical disc data storage format) と光ディスク記録法用の、第3章の新しいエレメント (6JSC/ALA/44) 」というもので、同章に二つのエレメントを新設する提案であった。

しかしながら、2015年11月の会議では3.19.3 (エンコーディング・フォーマット) で対処できるとの理由で容認されず、その代り3.9.1.3中の用語リストにburningとstampingが追加された⁵⁾。

II. 第6章 その1

[10] 音楽作品の優先タイトルの記録に関する、フィンランド音楽グループの改訂提案 (6JSC/MusicWG/15/Sec final)

項目名からは分からないが、改訂対象は 6.14.2.5.2 (楽曲の種類 (one type) の名称のみから成る優先タイトル) の下位規定の、6.14.2.5.2.1 (言語の選択) と6.14.2.5.2.2 (単複形) である。また typeとは曖昧な語であるが、例示から取り出せば quartet、sonata、serenade等の類である。

6.14.2.5.2.1では、楽曲の種類の名義のみから成る優先タイトルの言語は、データ作成機関が優先する言語 (条件付き) または原語を選択するとの従来の規定に、この種の優先タイトルの言語は、すべてデータ作成機関が優先する言語とする旨の別法が追加された。

6.14.2.5.2.2では、楽曲の種類の名義のみから成る優先タイトルについて、単数形と複数形の使い分けを要求する従来の規定に、使い分けることなく一方を選択する旨の別法が追加された。

ともに一種の“規制緩和”を容認する改訂である。

[11] 6.14.2.7.1.3(番号とタイトルの双方によって識別される、音楽作品の部分の優先タイトルの記録) に関する、フィンランド音楽グループの改訂提案 (6JSC/MusicWG/16/rev/Sec final)

音楽作品の部分には、番号オペラ (作品内の楽曲に一連番号を与えたオペラ) のアリアのように、部分である楽曲が番号と独自のタイトルをもつ場合がある。そのような楽曲を記述対象とするときは、優先タイトルとしてタイトルのみを記録するという従来の規定に、番号が識別にとって重要と思われる場合は、番号とタイトルをともに記録するという別法が追加された。柔軟さを生む改訂である。

[12] 6.14.2.7.1.5 (より大きな部分の部分[に対する優先タイトル]) の表現 (instruction language) の改訂 (6JSC/MusicWG/10/rev/Sec final)

本条は、音楽作品の部分のさらに部分を記述対象とする場合の、優先タイトルの記録に関する規定である。従来の規定には “indistinctive” という語が含まれていて、この存在が英語以外の一部の言語にとって障害となり得るのではないかと懸念により改訂された。単にこの語を不使用とするだけでなく、本条全体を明確化するため、従来の 4 文が並列する構

成から、規定本体と例外とから成る構成に組み換えた。内容に変更はない。両者の骨子は各々以下のとおりである。

規定本体：当該部分が音楽作品のより大きな部分の構成部分である場合は、より大きな部分の優先タイトル、構成部分の優先タイトルの順に記録する。

例外：より大きな部分の優先タイトルが固有ではなく、かつ構成部分を識別するのに必要でない場合は、それを省略する。

[13] 6.16 (音楽作品の番号表示) の改訂(6JSC/MusicWG/13/rev/Sec final/rev)

音楽作品の番号表示に関する全面的な改訂である。そしてこの改訂のキーワードとなったのは、“caption”という用語である。この語自体は既にRDAに存在するし、日本人にも見出しとか写真の説明文の意味で親しいが、今回は明らかにそれらの意味ではなく、とって定義が示されているわけでもない。例だけが挙げられていて、それは“no., op., BWV”である（この3例は後出の一連番号、作品番号、主題目録番号のそれぞれの例である）。ここで、これらの略語が単独では使用されず常に順序数が続くことに着目して、captionを生硬ながら「前置略語」と仮訳して先へ進みたい。

改訂の概要は、以下のとおりである。

6.16.1.1 (範囲) では、「音楽作品の番号表示とは、作曲者、出版者、または音楽学者によって音楽作品に付与された一連番号、作品番号、または主題目録番号である。」との従来の文に、次の2文が追加された。

音楽作品の番号表示は、数字、文字、語、その他一切の記号、またはこれらの組み合わせを含むことがある。番号表示には前置略語（例えば、no., op., BWV）を含める。（A numeric designation of a musical work may include a numeral, a letter, a word, any other character, or the combination of these. A numeric designation includes a caption (e.g., no., op., BWV).)

この結果、例えばバッハの「ブランデンブルク協奏曲集」について、資料に主題目録番号“BWV 1046–1051”の表示がなくても、典拠形アクセス・ポイントにはこれを含める。

また、6.16.1.3.3(主題目録番号)では、冒頭にあった「特定の作曲者の場合に (In the case of certain composers)」という語句を削除して、この番号が少数の作曲者に限定されるものであるかのような印象を与えることを改めた。

[14] 6.19.2.5.1、6.19.3.6 等における、定型的総合タイトル (conventional collective title) としての “Laws, etc.” の排除(6JSC/ALA/37/Sec final)

この定型的総合タイトルを過去に遡ると、『英米目録規則 第2版』までは、“Laws, statutes, etc.”という形式副標目 (form subheading) として、特定の法令等にも一法域

(jurisdiction) の法令集にも適用された。これはわが国にも及び『日本目録規則 1952年版』には例えば「日本、法令」の形で現れる⁶⁾。次に『英米目録規則 第2版』では、“Laws, etc.”と多少変形されて一法域の一般的な法令集の統一タイトルに限って使用されることになったのである。

当初の改訂草案に挙げられた排除の理由は、次の2点であった。

- “Laws, etc.” は、主題のない法令集の統一タイトルに限って適用されるため、適用が難しく、個々の法令にも使用されない。利用者やレファレンス担当者、一部のカタログにさえ十分理解されていない。
- “Laws, etc.” は、「書誌レコードの機能要件」の利用者タスクを可能としない。記述対象の著作を識別するため、定型的総合タイトルに識別子を付加しなければならない。

この提案は大きな異論もなく承認された。改訂最終草案では、6.19.2（法令等の優先タイトル）の下位の6.19.2.5.1（法令集）が、次のように全面的に改訂された。これは単独の法令等に対する規定の6.19.2.5.2とほぼ同文である。

一法域の立法府の法律（legislative enactments）の、完全なまたは部分的な集合に対する優先タイトルとして、Laws, etc.を記録する。ただし、特定の主題の法令集を除く。（後略）

↓

法令集に対して、次のものを（この優先順位で）記録する。

- a) 法令集の公式の簡略タイトルまたは引用タイトル
- b) 法律文献で使用されている非公式の簡略タイトルまたは引用タイトル
- c) 法令集の公式のタイトル
- d) 法令集がそれによって知られているその他の呼称（designation）

形式標目や形式副標目には長い歴史がある上⁷⁾、目録規則の改訂の争点であった⁸⁾事情を多少は知っている筆者にとってあっけない結末であるが、一つの物事の終焉とはとかくこうしたものかも知れない。

Ⅲ. 第6章 その2

[15] 6.27.1.5（改作および改訂著作 [の典拠形アクセス・ポイント]に関する規定の改訂） (6JSC/LC/33/rev/Sec final)

従来の本条の主な問題点として次のようなものがあつた。①この種の著作の創作者は必ずしも常に一者とは限らず、複数の場合や不明の場合等もある。ところが本条の第1文は「単一の個人・家族・団体が、既存の著作の性質と内容を実質的に変更した改作または改

訂[著作]に責任を有し、」と始まり、基本的に創作者を一者のみに限定している。もっとも複数の場合等についても規定自体は後に現れるのだが、それらの一部は例外規定でありながら残りはそうでなく、規定の構造が不必要に複雑であった。②改作者が原作者と同一の場合があるのにそれをカバーしていなかった。

改訂を経た結果、第1文は全体が次のように書き換えられた。

この規定は、元来の創作者（単複）によって改作もしくは改訂された著作、または元来の創作者（単複）ではない個人・家族・団体によって改作もしくは改訂された著作に適用する。

また、一般的または参照的な規定以外の部分は、1 創作者、複数創作者、創作者不明の項目（枝番は与えられていない）の下に三分された。

[16] 6.28.1.10 および 6.28.1.10.1（明確なタイトルを有する音楽作品を表すアクセス・ポイントへの付加に関する規定）の改訂(6JSC/MusicWG/11/rev/Sec final)

本条は、明確でないタイトルの音楽作品を表すアクセス・ポイントどうしを区別するために何を付加するか、を規定した 6.28.1.9 と対をなして、明確なタイトルを有する作品であるにもかかわらず、それを表すアクセス・ポイントどうしが同一の場合に何を付加するか、について規定している。

従来は、演奏手段または作品のその他の顕著な特徴を付加するよう規定するとともに、それだけでは識別できない場合の規定を、6.28.1.10.1（衝突（conflict）を解決するための付加）として伴っていた。

今回、演奏手段と特徴の間に下記のようにいくつかのエレメントを加えて、これらの一つまたはそれ以上を典拠形アクセス・ポイントに含めるよう規定し直し柔軟さを加えた。同時に 6.28.1.10.1 を廃止して規則の簡素化を果たした。

- a) 演奏手段
- b) 音楽作品の番号表示
- c) 調
- d) 音楽作品の形式
- e) 音楽作品の日付
- f) 音楽作品の成立の場所
- g) 音楽作品のその他の顕著な特徴

[17] 6.28.1.11（音楽作品の集合を表すアクセス・ポイントへの付加）の改訂
(6JSC/MusicWG/12/rev/Sec final)

これは、改訂後にその対象だった 6.28.1.11 が姿を消してしまう、という皮肉な結果を招いた改訂である。この規定は、前項[16]に登場した明確なタイトルの有無の点で対をなす 6.28.1.9 と 6.28.1.10 の直後に位置したが、その内容をこれらの両規定に分属させたのである。改訂の概略は次のとおりである。

- 6.28.1.9（明確でないタイトルの音楽作品を表す典拠形アクセス・ポイントにおける付加の要素）に、「音楽作品の集合については、付加した要素に続けて、定型的総合タイトル（conventional collective title）の *Selections* を記録する。」というパラグラフを加えた。
- 6.28.1.9.4（演奏手段等が不十分または利用できない場合の、典拠形アクセス・ポイントにおける付加の要素）中の要素付加の優先順位を、一般著作を対象とする 6.27.1.9（著作を表す典拠形アクセス・ポイントにおける付加の要素）における優先順位に合わせて、次のように手直した。a) 音楽作品の日付、b) 音楽作品の成立の場所、c) 音楽作品のその他の顕著な特徴。
- 同じく 6.28.1.9.4 に「音楽作品の集合については、定型的総合タイトルの *Selections* に続けて、付加した要素を記録する。」というパラグラフを加えた。
- 6.28.1.11 を削除した。

IV. その他

[18] 9.5.1.1（名称の展開形（fuller form of name）の記録）[の改訂]
(6JSC/CCC/17/rev/Sec final)

個人名の展開形の範囲（scope）に関する項目で、改訂前の範囲では運用に窮屈なため、例えば個人名の完全形を記録する、という慣行を包含することを可能とする改訂である。新旧を対比すると、次のようである。この改訂の結果、展開形は同一イニシャルの識別要素という限界を超えたと見られる⁹⁾。

名称の展開形とは、次のものの展開形である。

- a) 優先名称として選択した形において、イニシャルまたは省略形によってしか表されない名称の部分。

または

- b) 優先名称として選択した形に含まれない名称の部分。

↓

名称の展開形とは個人と結び付いた名称で、以下のものを含む。優先名称として選択した形において、イニシャル、省略形、短縮したもしくはそれ以外の変更した異形によってしか表されない、一切の名称の部分のより完全な形、および（または）優先名称として選択した形に含まれていない名称の部分。（A fuller form of name is a name or names

associated with a person that includes the fuller form of a part of any name represented only by an initial, abbreviation, or shortened or otherwise modified variant in the form chosen as the preferred name and/or a part of the name not included in the form chosen as the preferred name.)

[19] 会議等の開催地 (location) (6JSC/LC/34/rev/Sec final)

会議等の開催地に関わる条項は主として第11章にあるが、開催地が複数存在する場合の規定と、開催地に代わる会議等と結び付いた団体名に関する規定が、以下のように増強された。

・ 11.3.2.3(会議等の開催地の記録)

従来の規定に次の3部分が増補された。

- ①別法の新設—会議等が複数の場所で開催された場合は、次の一方を記録する。
 - a) 会議等と結び付いた最も主要な地名 (name of the place or places)
 - b) 会議等が開催されたより上位の地名 (例えばある催しが国内の多くの会場で行われたときの特定の国名)
- ②例外 (開催地の代わりに会議等と結び付いた団体名を記録するとの趣旨) への追加—会議等と結び付いた団体が複数ある場合は、その各々の名称を記録する (別法—会議等と結び付いた最も主要な団体名を記録する)。
- ③本文への追加 (最終段落) —地名を記録した会議等について、あわせてその会議等と結び付いた団体名をも記録してよい。

・ 11.13.1.8.1(単一の会議等に対する典拠形アクセス・ポイント)

従来の規定に次の3部分が増補または更新された。

- ①本則への追加—会議等が複数の場所で開催された場合は、その各々の地名を含める。
- ②別法の新設—会議等が複数の場所で開催された場合は、開催地として次の一方を含める。
 - a) 会議等と結び付いた最も主要な地名
 - b) 会議等が開催されたより上位の地名
- ③例外の更新—次の一つの場合は、会議等と結び付いた団体名を記録する。団体名の方が地名より識別しやすい、地名が不明、地名が容易に決定できない。
複数の団体がある場合はその各々の名称を含める (別法—最も主要な機関名を含める)。

[20] 付録I(長く刊行され続ける著作に対する関連)(6JSC/BL/27/Sec final)

付録Iは資料と個人・家族・団体との関連を表現する関連識別子のリストであり、そのなかは、著作、表現形、体现形、個別資料に大別され、さらに著作に関しては、創作者とその他の個人・家族・団体に細分されている。このその他の個人・家族・団体 (I.2.2) に、

editorial directorとfounder of workという二つの関連識別子が追加された。

両者はともに逐次刊行物、更新資料、複数巻単行資料に関与する個人・家族・団体である。これらの資料が比較的長期にわたって刊行され続けることから、それを創始したり統括したりする者の役割を重視して追加したと思われる。

さて、冒頭に述べた大幅な改訂の気配は、現在 RDA Steering Committee内に、次のように10ものワーキング・グループが結成されていることから感じられる¹⁰⁾。

- RSC Aggregates Working Group (2015-)
- RSC Capitalization Instructions Working Group (2015-)
- RSC Fictitious Entities Working Group (2015-)
- RSC Music Working Group (2014-)
- RSC Places Working Group (2014-)
- RSC Rare Materials Working Group (2016-)
- RSC RDA/ONIX Framework Working Group (2014-)
- RSC Relationship Designators Working Group (2015-)
- RSC Technical Working Group (2014-)
- RSC Translations Working Group (2015-)

これらのグループの名称に含まれるテーマのうち、筆者が最も注目するのはaggregateである。aggregateとは、当該グループによる討議資料中の定義によれば「多くの別個の表現形を具体化した1体現形 (a manifestation embodying multiple distinct expressions¹¹⁾)」である。独立形態単位で記録を作る伝統的な目録にあっては、形態が独立せず構成部分にとどまる体現形は、せいぜい内容細目として記録されるだけで、独立の記録の対象とされず典拠コントロールの対象にもされずに、隠蔽されてしまう。これは近代目録法の最大の欠点であり、心ある図書館関係者は何とかこれを顕在化させようと努めて来た¹²⁾。本グループの成果が事態の改善につながることを期待する。

注 (最新アクセス日 2015.9.26)

1) 古川肇「RDA改訂項目総覧－改訂の開始から2014年まで－」『資料組織化研究-e』66:16. 2015.

<<http://techser.info/wp-content/uploads/2015/03/66-201503-1-PB.pdf>>

2) 同上 16-17.

3) 同上 17-18.

4) British Library. Simplification of RDA 2.7-2.10 (6JSC/BL rep/1) . 25p. 2014

<<http://rda-jsc.org/archivedsite/docs/6JSC-BL-rep-1.pdf>>

5) Attig, John. Joint Steering Committee Meeting Blog. 2015.

<<http://sites.psu.edu/jsblog/2015/11/04/joint-steering-committee-meeting-november-4-2015/>>

- 6) 森耕一「日本. 法令という標目」『図書館界』7(4):137-139. 1955.
なお、『日本目録規則 1965年版』で「日本 [法令]」という形に変更された。
- 7) Verona, Eva Form Headings in Catalogues of the Past and Present *Library Resources and Technical Services* Fall, 1962 p.295-317 <<http://downloads.alcts.ala.org/lrts/lrtsv6no4.pdf>>
- 8) Lubetzky, Seymour On the Use of Form Headings in an Alphabetical Catalog. *The Library Quarterly* 69(2) (Apr., 1999), pp. 222-236 実際の執筆年代は 1950 年代中頃と推定されるという。
<http://www.jstor.org/stable/4309302?seq=1#fndtn-page_scan_tab_contents>
- 9) 展開形の目録規則への導入については下記を参照。
藤井一雄「『英米目録規則』第2版第II部再説」『整理技術研究』15:3-5. 1980.
- 10) RDA Steering Committee. Working Groups. 2016. <<http://www.rda-rsc.org/workinggroups>>
- 11) Joint Steering Committee for Development of RDA. RSC Aggregates Working Group. Discussion Paper: RDA and WGA Treatment of Aggregates (RSC/AggregatesWG/1). p.3. 2016.
<<http://www.rda-rsc.org/sites/all/files/RSC-AggregatesWG-1.pdf>>
- 12) 古川肇「構成部分の明示に関する実践」『資料組織化研究』51:1-7. 2005.

【付記】本誌前号に掲載された拙論「2015年におけるRDA改訂項目」の付記に、一部の改訂最終草案が2015年11月22日現在まだToolkitに反映されていない、と述べたが、その後、実現していることを確認した。

(ふるかわ はじめ)
(2016年9月27日受付)
(2016年10月18日受理)